

< 事業者及び労働者の皆様へ >

二次健康診断等給付を積極的に受けましょう！

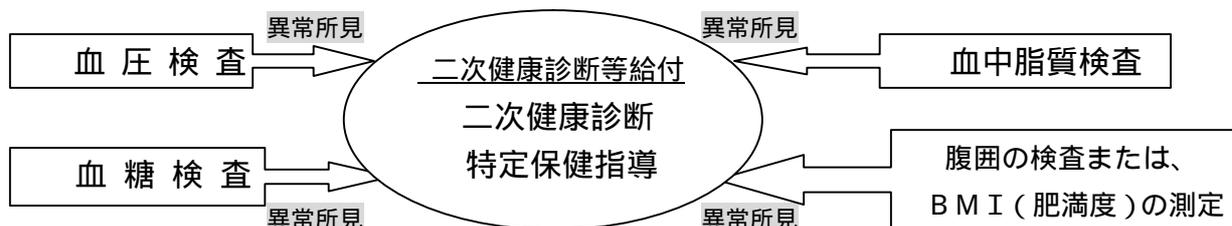
～ 脳・心臓疾患（脳内出血・くも膜下出血・心筋梗塞など）を未然に防ぐために ～

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された方は、二次健康診断等給付として二次健康診断等給付（3万円程度）を無料で受けることができます。

なお、二次健康診断等給付は労災保険給付の一種ですが、これを受けたことにより事業場の労災保険料におけるメリット制に影響することはありません。

1 二次健康診断等給付の支給基準

(1) 一次健康診断の結果、～ の項目すべてに異常所見が認められること。



なお、一次健康診断を行った医師が、～ から の検査項目のいずれかについては異常の所見が認められないと診断した場合、その後産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。

(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと。

(4) 二次健康診断等給付の請求（申し込み）が一次健康診断受診日から3ヶ月以内であること。

(5) 当該年度内に二次健康診断等給付を受けていないこと。

2 二次健康診断等給付の内容

(1) 二次健康診断（脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査）

空腹時血中脂質検査、 空腹時血糖値検査、 ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査

負荷心電図検査または胸部超音波検査、 頸部超音波検査、 微量アルブミン尿検査

(2) 特定保健指導（脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師又は保健師の面接により行う保健指導）

栄養指導（適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導）

運動指導（必要な運動の指針を示す指導）

生活指導（飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導）

3 給付請求の方法及び留意事項

二次健康診断等給付を受けようとする方は、二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）に必要な事項を記入し事業主の証明を受け、一次健康診断の結果を証明することができる書類（一次健康診断の結果の写しなど）を添付した上で、二次健康診断等給付医療機関へ提出してください。

なお、事業主の措置として、二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置（深夜業の回数の減少、労働時間の短縮、作業の転換など）を講じる義務があります。

詳細については佐賀労働局 労災補償課（0952-32-7193）までお尋ねください。